

世帯主の皆様へ（ご家族の国保加入について）

国民健康保険は、世帯主が、国保加入及び脱退について14日以内に届ける義務があり、また世帯主が国保の被保険者であるなしにかかわらず、家族の中に国保加入者がいれば、保険料は、世帯主が納めなければなりません。（地方税法第703条の4第18項、国民健康保険法第9条及び第76条）これは、国民健康保険制度が世帯員への保険給付につき、世帯全体の利益を代表するものであるとして、世帯主義をとっているためです。このことを確認のうえ擬制世帯確認簿を記入して、国保加入手続きをしてください。

### 擬 制 世 帯 確 認 簿

※ 太枠の欄のみを記入してください

世帯主	氏名			印	電話	—		
	住所	岩見沢市						
	勤務先			電話	—			
	所在地							
	適用されている健康保険	1 健保（政・組） 2 共済（国・地・公・私） 3 日雇 4 その他（ ）						
加入される世帯員	氏名	生年月日	性別	続柄	他保本人	他保扶養	国保	
		昭・平・令 . .	男・女					
		昭・平・令 . .	男・女					
		昭・平・令 . .	男・女					
		昭・平・令 . .	男・女					

番号						
国保資格取得						
資格取得年月日	平・令 年 月 日					
資格取得理由	社 脱 転 入 その他					
国保被保険者が被扶養者とならない理由	1 雇用保険受給 2 年金（恩給）受給 3 経営・勤務 4 扶養親族対象外 5 年齢制限 6 その他					
国保資格喪失						
資格喪失年月日	平・令 年 月 日					
資格喪失理由	社 入 転 出 その他					